

秋田県民会館条例の一部を改正する条例案について

県民文化政策課

1 改正理由

秋田県民会館及び秋田県生涯学習センター分館の効率的な運営を図るため同センター分館の施設を同会館の施設として管理するとともに、同会館の運営を指定管理者が主体的に行うことができるようにするため利用料金制を導入する必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県民会館において新たに使用の許可を受けなければならない施設を加え、併せてすべての許可施設を明記することとする。（第2条関係）
- (2) 秋田県民会館の使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとする。（第5条～第7条及び別表関係）
- (3) 秋田県民会館の管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金の收受、承認、減免及び不還付について定めることとする。（第11条～第14条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、平成23年4月1日から施行することとする。
- (2) 秋田県民会館使用料徴収条例（昭和36年秋田県条例第28号）は、廃止することとする。
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県民会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(使用の許可)</p> <p>第二条 会館の施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 ホール</p> <p>二 展示室</p> <p>三 会議室</p> <p>四 研修室</p> <p>五 練習室</p> <p>2 略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項各号に掲げる施設（以下「ホール等」という。）の使用を許可しないことができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第五条 ホール等を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、ホール等の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第二条 会館を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しないことができる。</p> <p>一 三 略</p>

(使用料の不還付)

第七条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりホール等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

第八条～第十条 略

(利用料金の收受)

第十一条 第八条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、ホール等を使用する者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十二条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第九条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を会館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

第五条～第七条 略

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十四条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰すことができない理由によりホール等を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

第十五条 略

別表(第五条、第十二条関係)

一 施設使用料

大ホール(器具を除く)、展示室及び会議室

区分	入場料 を徴収 しない 場合		使用料の額	
	入場料	人を 料一 当	時間 つき	時間
午前九時から午前九時	七、五〇〇円	一一、二〇〇	つき	午前九時前
午前九時から正午	一八、四〇〇円	二八、五〇〇	で	午前九時から正午
正午から午後五時	三一、六〇〇円	四六、九〇〇	で	正午から午後五時
午後五時から午後九時	三一、六〇〇円	四六、九〇〇	時まで	午後五時から午後九時
午後九時から正午	五〇、〇〇〇円	七五、四〇〇	時まで	午後九時から正午
正午から午後十時	六三、二〇〇円	九三、八〇〇	で	正午から午後十時
午後十時から午後十一時	八一、六〇〇円	一二二、三〇〇	時まで	午後十時から午後十一時
午後十一時から	七、五〇〇円	一一、二〇〇	つき	午後十一時から

第八条 略

大 会 場 入 場 料 徴 収 規 則											
入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料	入場料
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	四〇〇	二二、									
円	一〇〇	五九、									
円	九〇〇	九七、									
円	九〇〇	九七、									
円	〇〇〇	一五七									
円	〇〇〇	一九五									
円	〇〇〇	二五四									
円	四〇〇	二二、									

区分	使用料の額		の最			
			高	額	が	五
午前九時から	午後一時から	午後六時から	午前九時から	午後一時から	午前九時から	午後九時から
正午ま	午後五	午後九	午後五	午後九	午後九	午後十
会議室	円 二九〇	円 七二〇	円 一、二〇〇	円 一、二〇〇	円 一、九〇〇	円 二九〇
大会議室	円 〇〇	円 〇〇	円 五〇	円 五〇	円 五〇〇	円 〇〇
展示室	円 八二〇	円 二、〇五〇	円 三、五〇〇	円 三、五〇〇	円 五、〇〇〇	円 八二〇

備考

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額とする。

二 午前九時前又は午後十時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

三 この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義とするかを問わず、大ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

小ホール、研修室及び練習室

ピアノ（調律料を除く。）	区分	使用料の額
	使用の単位	使用料の額
三時間以内		グランドピアノ（フルコンサート用・外国製） 五、二〇〇円 グランドピアノ（フルコンサート用・日本製） 一、七三〇円

二 大ホールの器具使用料

一 練習室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 小ホールの使用者が五百円を超える入場料（使用者が、いずれの名義ですかを問わず、小ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は小ホールの使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に二を乗じて得た額とする。

第三練習室	一時間につき	六〇〇円
第一練習室及び第二練習室（一室につき）	一時間につき	一、五〇〇円
小研修室	円	九〇〇
中研修室	円	五〇〇
大研修室	円	五〇〇
小ホール	円	八〇〇

映写設備	照明器具	特殊電源装置	コンセント
三時間以内	三時間以内	三時間以内	三時間以内
三五ミリ用映写機一式 五、七一〇円 一六ミリ用映写機一式 二、六五〇円 スライド用映写機一式 五八〇円 オーバーヘッドプロジェクター一式 五八〇円	ボーダーライト一列 九一〇円 アッパーホリゾンタルライト一列 六九〇円 ロアーホリゾンタルライト一列 六九〇円 フットライト一列 五八〇円 シーリングスポットライト一組 九一〇円 サイドスポットライト一組 一、三三〇円 クセノンピンスポットライト一台	サスペンションライト一式 九一〇円 花道フットライト一式 五八〇円 ストリップライト一本 八〇円 スポットライト一台 一六〇円 ベビースポットライト一台 八〇円 エフェクトマシン一台 五八〇円 ミラーボール一台 五八〇円 オーロラマシン一台 五八〇円 ライト用スタンド一本 二〇〇円	三五キロワット用 六一〇円 六〇キロワット用 一、〇二〇円 持込み機械器具の定格消費電力の合計一キ ロワットにつき 一六〇円
			オーケストラピット 三、三六〇円 反響板 一、七三〇円 舞台せりあげ装置一基 九一〇円 金びょうぶ一双 九一〇円

る。この場合において、その超える時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間とする。